

第1章 推進計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本的理念

子どもは、よい環境のなかで育てられ、よい遊び場と文化財を与えられる権利（「児童憲章*」）を持っています。また生存・発達を保障され、適切な情報へのアクセスや、遊びや文化的・芸術的生活への参加の権利（「子ども（児童）の権利に関する条約*」）も持っています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現を図らなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での人々の生活や文化は、子どもの成長に深い関わりを持っています。その中でも、本の持つ力は大きく、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「機会」の保障が求められています。読書は、子どもにとって、精神的遊びであり、喜びであって、成長を助けます。読書を通じて、豊かな感性が生まれ、先人の知恵や多様な情報・価値観に触れることができ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われることが期待されます。よりよい読書環境の下で自ら育つ力を育み、多くの人とともに育つことは、民主的な社会の創造的な担い手として、未来をひらく力をつけることにつながります。

今日の子どもたちは多くの深刻な問題を抱えています。それは大人社会の反映でもあり、問題解決の糸口として社会的・文化的環境を整えることが必要になります。

そのためには、市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、市や市民がそれぞれ、または協働して読書環境を整えるとともに、読書を支える活動を推進することが重要です。このような観点に立って、第3次豊中市総合計画*及び実施計画を踏まえるとともに、豊中市子ども総合計画を引き継いだ豊中市次世代育成支援行動計画*との整合性を図りながら、子どもの読書に関わる活動（以下「子ども読書活動」という）を総合的に進める計画を策定します。

2. 計画の基本方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備

乳幼児期から子どもが本を読むことの喜びや楽しさを発見することができるよう、成長や発達に応じて読書に親しむ機会を提供していきます。そのため、市立図書館の整備を図り、家庭や学校・保育所（園）・幼稚園などの関係機関、市民団体・グループの子ども読書活動を支援します。

(2) 学校図書館の充実

学齢期の子どもが読書に親しみ、また主体的な学習を進めるうえで学校図書館が大きな役割を果たすことが期待されています。そのために、資料の整備や学校司書、司書教諭の専門性を高め、学校全体で子ども読書活動を推進します。

(3) 子どもの読書に関わる地域社会での連携

子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書をするができるよう、地域社会における諸機関・団体の連携・協力した活動を促進します。また連携にあたって、市立図書館の果たす役割が重要です。

(4) 子どもの読書についての啓発と支援

保護者をはじめ子どものまわりの大人が、子どもの読書について関心を深めるとともに、大人自身の読書が子どもに影響することを理解して取り組むように、市立図書館、学校、公民館などで読書に関する学習の機会を提供し、読書相談など支援に努めます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度(2005 年度)からおおむね 5 年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。